

各申請回における最低賃金の比較の考え方

年月	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12		
最低賃金	900円			941円												R6.10月改定後 最低賃金(未定)				
第1回							申請 2/16~3/1		対象期間 4/3~7/31					◎実績報告書提出						
賃金	★比較月(いずれかの月)																			★報告月
第2回							申請 3/18~4/1		対象期間 5/7~9/3					◎実績報告書提出						
賃金	★比較月(いずれかの月)															★報告月				
第3回							申請 4/16~4/30		対象期間 6/3~9/30					◎実績報告書提出						
賃金	★比較月(いずれかの月)															★報告月				
第4回							申請 5/20~5/31		対象期間 7/4~10/31					◎実績報告書提出						
賃金	★比較月(いずれかの月)															★報告月				
第5回							申請 6/19~7/2		対象期間 8/3~11/30					◎実績報告書提出						
賃金	★比較月(いずれかの月)															★報告月				

★報告月:実績報告書提出時点の直近の支払日の属する月